

令和7年度食品衛生夏期総点検実施結果

高温多湿となる夏期において食中毒など食品による事故の防止を図るため、令和7年7月1日から同年8月31日の2か月間、「食品衛生夏期総点検」を実施しました。

茅ヶ崎市保健所では、期間中、管内*施設への立入検査、食品の収去検査を実施し、食品衛生に関する普及啓発を図りました。※茅ヶ崎市内全域及び寒川町内全域

1 施設への立入検査

管内の営業施設へ延べ450件 立ち入り、衛生指導を実施しました。

	監視件数
許可を要する施設	379
許可を要しない施設	71
合計	450

2 食品の収去（抜き取り）検査

管内で製造・流通している食品について、16検体を収去し検査を実施しました。

食品名	検体数	違反等件数	
		規格基準違反	指導基準不適合
菓子類	1	0	0
生鮮野菜及び果物	2	0	0
そうざい及びその半製品	6	0	0
冷凍食品	2	0	0
清涼飲料水	2	0	0
調味料	3	0	0
合計	16	0	0

用語説明

「規格基準」

食品衛生法に基づき、販売の用に供する食品・添加物の製造、加工、使用、調理、保存の方法については「基準」が、成分については「規格」が定められており、この基準等に適合しない食品・添加物は、製造、加工、販売等が禁止されています。

「指導基準」

食品衛生法において規格基準が定められていない食品の中で、豆腐や生菓子など食中毒の危険性が高いものについて、衛生的対策を講じるための指標として定められた基準です。

3 食品衛生に関する普及啓発

(1) 食品衛生月間の取組み

8月に茅ヶ崎駅（ペDESTロリアンデッキ）に、茅ヶ崎地区食品衛生協会と共催で横断幕を掲示し、管内住民や営業者へ食中毒予防を呼びかけました。

(2) 講習会の開催

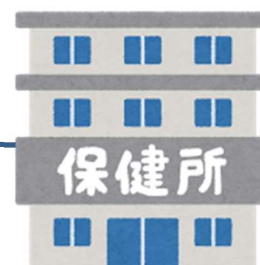
食品等事業者に対し、食中毒予防、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理及び食品衛生責任者の責務について、食品衛生責任者講習会を実施しました。

(3) 食中毒予防の啓発

食中毒予防のチラシを配布し、食品衛生知識の普及啓発に取り組みました。



食中毒も感染症も
手洗いで予防ぞよ！



【問い合わせ先】 茅ヶ崎市保健所 衛生課 食品衛生担当

〒253-8660 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目8番7号

電話：0467-38-3316 FAX：0467-82-0501

メール：hokenjyo_eisei@city.chigasaki.kanagawa.jp